

暮らしのお知らせ

成田市民憲章の推進

「住んで良し、働いて良し、訪れて良し」のまちづくり

「成田市民憲章」は、市民の幸せを願い、未来への理想を掲げ昭和46年11月3日に制定されました。昨年11月3日を記念して「制定記念の集い」や「あじさい植樹」などのさまざまな行事が行われました。

市民憲章の精神は、子どもから

大人まで市民一人一人がよりよい郷土をつくり上げていくために、ゴミゼロ運動や緑化運動といった環境美化運動、ボランティア活動、文化活動、スポーツなどの中で実践されています。市民の皆さんが「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくり

成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたくしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたくしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたくしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

- 1 親切な心で
平和な成田をつくりましょう
- 1 よろこんで働き
豊かな成田をつくりましょう
- 1 きまりをまもり
住みよい成田をつくりましょう
- 1 自然と文化を大切に
美しい成田をつくりましょう
- 1 若い力をそだて
明るい成田をつくりましょう

くりを推進していくために、市民憲章が掲げる5カ条の精神は、未来へ継承していかなければならない貴重な財産です。皆さんの家庭の中でも市民憲章を実践することの大切さを、話題にしてみてください。



昨年11月に市の花「あじさい」を植樹

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

償却資産

早めの申告にご協力を

償却資産とは、土地・家屋以外の事業に使用する機械・器具・備品・構築物などです。

地方税法の規定で、平成25年1月1日現在に所有する償却資産の

価格決定に必要な事項を1月31日(木)までに市へ申告することになっています。

期限の直前になると窓口が大変混み合いますので、できるだけ早めの申告をお願いします。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

環境保全率先実行計画

素案に対する意見を募集

市では、率先して環境保全に取り組み、地球温暖化の防止と環境に優しいエコオフィスづくりを目標として、「成田市環境保全率先実行計画」を策定し、実践しています。

現在、第3次計画の策定を進めていて、素案をまとめましたので12月17日(月)から閲覧することができ、また、素案に対する意見も募集します。

閲覧場所 環境計画課(市役所4階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所総務課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセン

ター、企画政策課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kitaku/pabkome.html>)

意見の提出方法 閲覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて、直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで環境計画課(〒286・8585 花崎町760 FAX 22・4449 Eメール kankei@city.narita.chiba.jp)へ

意見の提出期限 11月7日(月) 結果の公表 市の考えと併せて市ホームページなどで掲載

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

今月の納税

期限内の納付にご協力をお願いします

- ① 固定資産税(第3期)
- ② 国民健康保険税(第6期)
- ③ 後期高齢者医療保険料(第6期)
- ④ 介護保険料(第6期)

納期…12月16日(日)～28日(金)

※くわしくは①資産税課(☎20-1514)②③保険年金課(☎20-1526)④介護保険課(☎20-1545)へ。

市長日誌

11月16日～30日

16日	五地区合同あおぞら会
17日	産業まつり うなりくんソング発表会 橋賀台地区敬老会
18日	自主防災組織リーダー研修会 伊能歌舞伎公演
20日	成田空港圏自治体連絡協議会 勉強会
21日	環境審議会 成田用水事業推進協議会
22日	市内事業所永年勤続優良従業員表彰式
23日	千葉県剣道連盟創立60周年記念「地区連盟対抗剣道優勝大会」 大栄ふるさとふれあいまつり
25日	街に明かりを灯そう2012inなみき
27日	成田ソラあんばん認証式
28日	議会運営委員会 定例記者会見
30日	12月定例市議会開会(～12月20日)



産業まつりでテープカット(17日)

教育資金に利子補給 国の教育ローンを 受けている人へ



○市内に1年以上住民記録がある人

○市税を完納している人

利子補給期間Ⅱ交付決定された月からの在学期間(最長7年間・留年した年数は除く)

申請に必要なものⅡ返済予定表・住民票(世帯全員が記載されたもの)・平成23年度の市税納税証明書・印鑑・在学または入学を証明できるもの

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

下水道

日ごろから正しい使用と点検を

下水道は、人々の生活環境を向上させるための公共の財産です。排水設備に、野菜くず、残飯、天ぷら油、リンを含む合成洗剤、ア

ルコール、ガソリン、雨水、水に溶けない紙などを流してはいけません。

排水設備は、利用者の皆さんに維持管理をしてもらっています。詰まって修理を依頼すると、多額の費用が掛かる場合があります。日ごろから正しい使用と点検をお願いします。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

中小企業資金融資制度

円滑な経営のために

対象Ⅱ市内で1年以上同一事業を営む中小企業の経営者

資金の種類と限度額

○設備資金…3、000万円
○運転資金…1、500万円
○零細企業向け資金(設備・運転)

…750万円
○季節資金…300万円

利率(年率)

○設備・運転・零細企業向け資金
・1年以内…2・2%(実質自己負担率0・2%)
・1年を超え3年以内…2・5%(実質自己負担率0・5%)
・3年を超え5年以内…2・6%(実質自己負担率0・6%)
・5年を超え10年以内(設備資金のみ)…3・1%(実質自己負担率0・8%)

○季節資金

・6カ月以内…2・1%(実質自己負担率0・1%)
※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

乗り入れブロック

転倒事故や

冠水の原因になります

車庫の出入り口の前の道路上に乗り入れブロックなどを置くことは、歩行者・自転車・転倒事故や冠水の原因になり危険です。

車庫と道路の段差を解消するには、縁石や歩道の切り下げ工事を自己負担で行うことができます。

工事を行うには申請が必要です。切り下げできない場所もあります。

ので、事前に道路管理課に相談してください。

※くわしくは同課(☎20・1551)へ。

工業統計調査

行政施策や学術研究などに利用されます



市では、12月31日(月)を基準日として工業統計調査を行います。

この調査は、製造業の事業所を対象として、その実態を明らかにするために行われます。調査の結果は各種行政施策を立案する際の重要な資料となるほか、学術研究などの基礎資料としても利用されます。

対象となる事業所には12月中旬に調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

※くわしくは行政管理局(☎20・1501)へ。

住宅用火災警報器

大切な命を守るために



火災の発生に早く気付き、速やかに避難するため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

まだ設置していない皆さんへ

住宅火災の原因は、たばこの不始末や料理中の不注意から発生するものばかりではありません。漏電や電気機器の不適切な使用などの思わぬ原因で発生することがあります。

住宅用火災警報器の音でフライパンの空だきに気付き、火災にならずに済んだという事例も報告さ

れています。

あなたや家族の命を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

すでに設置している皆さんへ

設置した住宅用火災警報器が、万一の時に正しく作動するためには日ごろの点検や清掃が必要です。次のことに注意して、適切な維持・管理に努めましょう。点検・清掃方法などは、機種により異なることがありますので取扱説明書を参照してください。

○引きひもや警報停止ボタンで作動確認をする

○付着したほこりはふき取る

○寝室を別の部屋に変えるなどした場合、それに合わせて設置している場所や位置を変更する

火災以外で警報が鳴ったら

○本体に付いている引きひもを引くか、警報停止ボタンを押す

消火器の設置に留意しましょう

せっかく早期に火災を発見できても、消火する手段がなければ意味がありません。万一の出火に備え、消火器を設置しましょう。

老朽化による消火器の破裂事故などを防止するため、家庭にある消火器の確認をお願いします。廃棄するときは、消防設備取扱店ま

たは消防本部予防課へ問い合わせてください。

悪質な訪問販売に注意

不適正な価格で強引な販売を行う業者に注意してください。消防職員が消火器や住宅用火災警報器の販売を行うことはありません。

「怪しいな」「おかしいな」と思ったら、すぐに消費生活センター（☎23・1161）へ相談してください。

※くわしくは消防本部予防課（☎20・1591）へ。

成田メール

郵便局で申請できます

市内の郵便局から住民票と戸籍の謄本・抄本の申請ができる制度が「成田メール」です。

請求できるものは次の通りです。土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は利用できません。

住民票

○請求できる人：本人か本人と同一世帯の人

○手数料（1通当たり）：300円

戸籍の謄本・抄本
○請求できる人：本人か本人と同一戸籍の人

○手数料（1通当たり）：450円

申請方法

①印鑑を持って市内の郵便局へ
②郵便局にある「成田メール」専用の申請書と往信用・返信用の封筒に必要事項を書いて切手を貼付

③手数料として郵便局の定額小為

替に必要な金額分と、申請者の本人確認ができる免許証などの写しを同封して投函
同封された返信用封筒で自宅へ返送します。通常、申請から3・4日で届きます。

※くわしくは市民課（☎20・1525）へ。

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高0.05m
小中学校(40カ所)	10月24日～11月13日	0.05～0.14	0.05～0.14	0.05～0.20
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)	10月24日～11月13日	0.05～0.11	0.05～0.12	0.05～0.14
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)の砂場・ブランコなど	10月24日～11月13日	—	0.06～0.19	0.06～0.43
体育施設(42カ所)	11月1日～20日	0.04～0.16	0.04～0.16	0.04～0.17
公園(141カ所)	11月1日～29日	0.04～0.13	0.04～0.14	0.04～0.15
子どもの遊び場(44カ所)	11月2日～29日	0.07～0.15	0.07～0.16	0.06～0.17
市役所(花崎町)	11月26日	0.11	0.11	0.15
	12月3日	0.11	0.11	0.13
下総支所(猿山)	11月27日	0.11	0.12	0.12
	12月3日	0.11	0.13	0.13
大栄支所(松子)	11月27日	0.09	0.10	0.09
	12月3日	0.09	0.09	0.10
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	11月26日	0.10	0.11	0.13
	12月3日	0.10	0.11	0.12
幡谷大気測定局(久住体育館隣り)	11月26日	0.11	0.11	0.12
	12月3日	0.11	0.11	0.13

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課（☎20-1532）へ。